

告(3)

原告第三準備書面

原告 下田 隆

被告 國

外二

右當事者間昭和三〇年(イ)第二九一四号損害賠償請求事件に付原告は受命裁判官の求釈明に対し左の如く陳述する

原爆投下が不法行爲である法律上の根拠の補充

原告第二準備書面第二項の補充

昭和三十一年七月一日附原告第二準備書面第二項において準拠法を日本法として、本件原爆投下が特殊加害影響力による残酷を無差別大量墜殺行爲であつて戦闘行爲の範疇に入らない主張に基いて陳述したが仮に戦闘行爲であると仮定しても訴状請求原因第十項記載の如き国際公法に違反する行爲である。違法性を戦闘行爲であることは違法性を阻却して不法行爲の成立を阻

原四平

昭和三十一年七月一日



むけれども違法な戦闘行爲は不法行爲の成立を阻まないと解すべきであるから加害国及加害者個人の被害者に対する責任は免れないと解すべきである。仮に通常の場合戦争に関する国際法違反があつても不法行爲の成立を阻むとしても本件の国際法違反は原爆の加害影響力の性質、其使用方法、其結果から考えて社会の倫理観念乃至条理の断じて是認しないところであるから違法性を阻却されないものであることは疑を容れない。

二、米国不法行爲法による損害賠償請求権

原告第二準備書面第一項記載の如く原爆投下の謀議及実施命令が米国内で行はれた爲米国国内法も米国際私法によつて準拠法となり法規競合の法律効果が発生するのである。然して米国内法たる不法行爲法に於ても本件が不法行爲と成ることに異るところはない。

三、条理国際法の内容

訴状請求原因第十項(9)末段記載の自然法乃至条理国際法の内容は左の如くである。

戦争中に於て対手当事国平和的人民の生命財産を尊重すべきことと殊に残虐な兵器を使用して平和的人民を殺傷してはならないこと。(以上ノミルノ項説明)

四昭和三十一年八月一日附被告準備書面は未だ原告の主張を正解せられざるに出づる如くである。被告は右書面において専ら国際法上の損害賠償請求権について論じているけれども原告の主張は本来米国内法における損害賠償請求権及日本国内法における損害賠償請求権の競合的存在を主張しているのである。訴状請求原因第九項原告第一準備書面第二項七頁御参照)国際法上の損害賠償請求権は右第二項において追加したに過ぎないのである。被告は答辯書において此点につき原告の主張を国際法上の権利の主張であると誤解していたので原告第一準備書面

二 訴状請求原因第九項の補充

訴訟士 岡本 一 法律事務所

でこれについて特に明瞭にしたに拘らず前記被告準備書面も其誤解を未だ改めていらぬことを指摘する。

昭和三十一年九月八日

原告訴訟代理人

岡本 尚

加藤 隆

森川 金

松井 康

菅田 浩

大野 正

古野 周

水田 謙

一  
  
代印

久  
  
代印

寿  
  
代印

浩  
  
代印

志  
  
代印

男  
  
代印

一  
  
代印



原四第

東京地方裁判所

民事第二十四部 御中

品 鈴

川 木

澄

雄 透



本 五

東京地方裁判所  
民事第二十四部  
御中